

公的年金等の確定申告は必要なの？

Q 私は公務員を退職して、その同じ年に再就職しました。
公的年金を受給することになったとき、確定申告は必要でしょうか？

A 公的年金等からも税金（所得税）が引かれ、給与からも税金（所得税）が引かれていますが、1年間の税金（所得税）の精算として、確定申告の準備をしておいてください。あなたの1年間（1月1日～12月31日）の所得の計算方法は次のとおりです。

- ※ 1. 公的年金等とは国民年金、厚生年金、公務員等の共済組合からの年金など一定の年金をいいます。
なお、生命保険契約や互助年金などは含みません。
2. 遺族厚生年金、障害厚生年金、障害基礎年金、遺族年金などは非課税です。

▶ 給与所得と雑所得の計算

$$\textcircled{1} \quad \boxed{\text{給与}} \Rightarrow \boxed{\text{給与所得}} = \boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{給与所得控除額}} \Rightarrow \text{最低 55 万円}$$

$$\textcircled{2} \quad \boxed{\text{公的年金等}} \Rightarrow \boxed{\text{雑所得}} = \boxed{\text{年金収入}} - \boxed{\text{公的年金等控除額}} \Rightarrow \begin{array}{l} 65 \text{ 歳未満} \rightarrow \text{最低 60 万円} \\ 65 \text{ 歳以上} \rightarrow \text{最低 110 万円} \end{array}$$

.....
1ヶ所から給与をもらっている給与所得者で、他の所得（雑所得や不動産所得など）が20万円以下のときは、確定申告をする必要はありません。なお、公的年金等は雑所得となり、上記によって求めた公的年金等の雑所得が20万円を超える場合は、再就職先の給与所得と雑所得を併記した確定申告をする必要があります。

なお、再就職しないで公的年金等だけの収入の人も、公的年金等は年末調整をしていませんので、税金（所得税）の還付があるかもしれません。給与所得と雑所得を併記した確定申告をしましょう。

▶ 確定申告書の提出

その年の所得について、翌年2月16日～3月15日までに申告します。確定申告書は、申告の際の自分の住所地の税務署へ提出します。税務署に申告した場合は市町村役場への申告は不要です。

▶ 公的年金等の確定申告不要制度

.....
その年の公的年金等の収入金額が400万円以下（税引前）で、その年の公的年金等以外の所得金額が20万円以下のときは、確定申告をするかしないかを選択できます。

しかし、公的年金等は給与所得のように年末調整をしておらず、医療費控除、生命保険料控除などの諸控除の適用を受けていません。よって、計算して有利の場合1年間の所得税の精算として確定申告をしましょう。税金（所得税）の還付があるかもわかりません。（住民税も安くなります）

(ワンポイントアドバイス) 公的年金等が400万円以下でも
税金還付のときは申告を！